

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月8日 10時12分ごろ
発生場所	福島県猪苗代湖崎川浜沖 切ノ草四等三角点から真方位074°990m付近 (概位 北緯37°27.7′ 東経140°02.9′)
事故の概要	水上オートバイNEWingは、遊走中、また、水上オートバイKOBUSHIは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ NEWing、0.2トン 230-51746 栃木、個人所有 B 水上オートバイ KOBUSHI、0.2トン 230-53104 群馬、個人所有
乗組員等に関する情報	A 操縦者A、操縦免許なし B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B 軽傷 3人（船長B、同乗者2人）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船側部外板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A 船は、操縦者Aが1人で乗り、遊走中、操縦に気をとられながら左旋回していたところ、B船に向かっていくことに気付き、スロットルレバーを緩め、ハンドルを左に切ったが、右舷船首部とB船の右舷船側部とが衝突した。 B 船は、船長Bが乗り組み、同乗者2人を乗せ、遊走を終えた後、船首を北方に向け、機関を停止して漂泊中、船長Bが、写真を撮ろうとして携帯電話を後部座席の同乗者に渡して前を向いたとき、右舷前方から接近するA船を認めたが、回避行動をとることができずにA船と衝突した。 操縦者A及びB船の乗船者は、全員が固型式の救命胴衣を着用していた。
分析	A 船は、遊走中、操縦者Aが、操縦に気をとられながら旋回したことから、B船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 操縦者Aは、特殊小型船舶操縦士免許を受けていなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。

	<p>B船は、漂泊中、船長Bが、接近するA船に気付いておらず、写真を撮ろうとして漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が遊走中、B船が漂泊中、操縦者Aが、操縦に気をとられながら旋回したため、B船に気付くのが遅れ、また、船長Bが接近するA船に気付いておらず、写真を撮ろうとして漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイで旋回する際、周囲の状況をよく確認すること。 ・特殊小型船舶操縦士免許を受けていない者は、水上オートバイを操縦しないこと。 ・漂泊中であっても、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。